

児童手当など 各種手当を支給

市は、下表の手当やバス券などを支給・交付しています。対象者が受給手続きをしていない人は②印は市役所4階のこども福祉課(☎784・8030)、③印は同一階の地域・高年福祉課(☎784・8099)で手続きを。◆新生児特別支援給付金の申請は5月17日まで。市は、令和2年4月28日～3年3月31日生まれの新生児を対象に、新生児特別支援給付金の申請書を送付しています。

◆障害者就労チャレンジ事業市は、障がいのある人に就労の場を提供し、就労意識と意欲、技能の向上を目指すことを目的とした就労チャレンジ事業を行います。登録制。対象は市内在住で障害者手帳を持つ人(取得見込みの人含む)。賃金は県最低賃金。就労内容などは次の通り。いずれも募集人数は各期2人。【返却図書】勤務期間11月、12月、来年3月の平日週2日、午後1～4時。勤務場所①図書館「ことば蔵」②内容①図書のラベルに書かれた平仮名・カタカナ・数字・アルファベットを基に図書を分類し、棚に戻す作業。【公用自動車の洗車】勤務

期間11月、12月、来年3月の平日週2日、午後1～4時。勤務場所①図書館「ことば蔵」②内容①図書のラベルに書かれた平仮名・カタカナ・数字・アルファベットを基に図書を分類し、棚に戻す作業。【公用自動車の洗車】勤務

児童手当など各種手当一覧

◎所得制限のないもの

種類	支給対象者	支給月額
交通遺児等学業援助資金	世帯の生計中心者を交通事故などで亡くした高校、専修学校、大学などの生徒・学生	高校生・専修学校生 ▷国立6000円 ▷私立8000円 大学生1万円

◎所得制限のあるもの

児童手当	中学校修了前の児童を養育する人	3歳の誕生日まで一律1万5000円 3歳から小学校修了前(第1・2子)1万円 (第3子以降)1万5000円 中学生一律1万円 所得制限を超えた場合児童1人につき5000円
児童扶養手当	18歳に達する日以降の最初の3月末(心身に中度以上の障がいがある場合は20歳未満)までの、以下の要件のいずれかに該当する児童を養育している父母または養育者 ▷父母が離婚した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母が重度の障がい(障害年金1級程度)の状態にある児童 ▷父または母がDV保護命令を受けた児童——など	全部支給 児童1人の場合4万3160円 児童2人の場合5万3350円 児童3人以上の場合1人増えるごとに6110円加算 ※所得に応じて手当の一部または全部が停止になることがあります
特別児童扶養手当	身体または精神に重度か中度の障がいがある20歳未満の児童(社会福祉施設に入所または障がいを事由とした公的年金受給者を除く)を養育している父母または養育者	児童1人につき 重度障がい児 5万2500円 中度障がい児 3万4970円
障害児福祉手当	20歳未満で重度の障がいがあるために日常生活において常時介護を必要とする児童(社会福祉施設に入所または障がいを事由とした公的年金受給者を除く)	1万4880円
重度心身障害者(児)介護手当	3歳以上65歳未満の寝たきりの重度障がい者(児)(身体障害者手帳1・2級)や最重度と判定された知的障がい者(児)を家庭で介護している非課税世帯の人 ※社会福祉施設に入所または3カ月を超えて入院している場合、過去1年間に自立支援給付サービスや介護保険サービスを利用している場合を除く ※3歳以上20歳未満は②、20歳以上65歳未満は③へ	月額10万円
特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする人 ※社会福祉施設に入所または3カ月を超えて入院している場合を除く	2万7350円
高齢者特別給付金	大正15(1926)年4月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日現在、日本国内で外国人登録をしていた人などで年金制度上、老齢年金などを受給できない人	3万3340円
障害者特別給付金	昭和57年1月1日以前に20歳に達していた障がい者で日本国内で外国人登録をしていた人などで年金制度上、障害年金などを受給できない人	重度 8万1342円 中度 3万2537円

◎バス・タクシー券

種類	交付対象者
市バス特別乗車証(無料乗車証)	70歳以上の人(ただし、市内に継続して1年以上居住している人)、身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人、戦傷病者手帳を所持する人(所得制限あり)、被爆者健康手帳を所持する人(所得制限あり) ※福祉タクシー利用券との併給はできません
福祉タクシー利用券	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人、65歳以上で要介護4か5の在宅寝たきり高齢者 ※市バス特別乗車証との併給はできません

春の叙勲 市内から3人が受章

「春の叙勲」が4月29日付で発令され、市内から3人の皆さんが受章されました(敬称略)。
【旭日双光章】▽大森英夫(元兵庫県医師会常任理事、荻野4。瑞宝小綬章)▽三尾吉志(元神戸税関監視部長、昆陽南1。瑞宝双光章)▽原弘(元現学校医、御願塚

◆第30回柿衛賞受賞者が決定
第30回柿衛賞は、成城大非常勤講師の真島望さんの論文「新興

都市江戸の事物起源辞典―菊岡沾涼「本朝世談綺考」と「事蹟合考」と江戸の地誌―斎藤幸孝手沢本を中心に」に決定しました。

期間11月、12月、来年3月の平日週2日、午後1～4時。勤務場所①図書館「ことば蔵」②内容①図書のラベルに書かれた平仮名・カタカナ・数字・アルファベットを基に図書を分類し、棚に戻す作業。【公用自動車の洗車】勤務

市内役所1階の障害福祉課か地域生活支援センターにある応募用紙に必要事項を書いて、6月11日までに郵送(必着)で〒664・8503伊丹市役所障害福祉課へ。

応募方法など詳しくは市障害福祉課へ。

職員賃金。

同賞は、俳文学研究の発展を目指し創設者の柿衛翁(岡田利兵衛氏)の事跡を永く表彰するために新進研究者への奨励賞として制定されました。

真島さんの受賞理由は、対象論文とこれまでの菊岡沾涼研究における誠実かつ着実な研究姿勢が評価されたためです。

1人2句まで投句可(未発表の作品に限る)。投句料無料。大賞に選ばれた句は、リニューアル工事中の「みやのまえ文化の郷」仮囲い壁面に掲示します。

5月30日までに▽Webで投句①柿衛文庫ホームページから電子申請を▽投句箱に投句②東りいたみホール・博物館・図書館「ことば蔵」などで配布

する投句用紙に必要事項を書いて、各施設に設置する専用投句箱に投句を。

市役所1階の障害福祉課か地域生活支援センターにある応募用紙に必要事項を書いて、6月11日までに郵送(必着)で〒664・8503伊丹市役所障害福祉課へ。



伊丹の広場

橋本香坡と伴家

天保9(1838)年、酒造家・小西新右衛門や町年寄・伴善右衛門らが領主である近衛忠熙に建議し、伊丹町の昆陽口村に郷学明倫堂が設けられます。

運営費は町民有志による共同出資金と近衛家からの寄付金を資金とし、その利息で賄われまわりました。授業内容は四書五経(儒教の教書)などの素

読や輪読、詩文・習字の教授などでした。「明倫堂開設覚」(木村武治氏文書)によると、天保10年、大坂の朱子学者・篠崎小竹に師事していた儒学者・橋本香坡を初代教頭として迎えることができました。香坡は明倫堂での教授の他、古典・詩文・史学に精通しており、市内の各所に彼の著作が残されています。

明倫堂の西隣は、明倫堂設立を建議した一人、伴善右衛門の

香坡は安政4(1857)年に明倫堂を辞し、翌年大坂へ移りますが、万延元(1860)年には含翠に請われ、与鹿刀香坡題

「明倫堂開設覚」(木村武治氏文書)によると、天保10年、大坂の朱子学者・篠崎小竹に師事していた儒学者・橋本香坡を初代教頭として迎えることができました。香坡は明倫堂での教授の他、古典・詩文・史学に精通しており、市内の各所に彼の著作が残されています。

香坡は安政4(1857)年に明倫堂を辞し、翌年大坂へ移りますが、万延元(1860)年には含翠に請われ、与鹿刀香坡題



橋本香坡自筆掛軸(伴博夫氏文書)

邸宅でした。善右衛門は含翠と号し、距離的近さからか、香坡と深く交流していたようです。含翠は文政11(1828)年に町年寄を命ぜられ、その後近衛殿への謁見を許されて度々上京し、伊丹町政の報告などを行っていました。なお「伴家系図」(伴博夫氏文書)によれば、17世紀末、伴善右衛門家から伴甚右衛門が分家し、甚右衛門家は外城村へ居住し布屋と称します。含翠の妻はこの甚右衛門家の出自でした。

香坡は安政4(1857)年に明倫堂を辞し、翌年大坂へ移りますが、万延元(1860)年には含翠に請われ、与鹿刀香坡題

煙草盆(三輪谷俊夫・富美子氏所蔵)の銘文を記しています。また、文久2(1862)年「香坡自筆掛軸」(伴博夫氏文書)は水戸藩主徳川斉昭の壁書を写したもので、日付の下に「於伊丹伴氏」と見え、伴家に寄宿している様が浮かびます。さらに、その翌年に含翠の孫を「欽明」と香坡が名づけた「命名書」(伴光代氏文書)も残されています(幼名は新太郎)。

帰坂後も伴家と親密な交友関係にあったことがうかがえます。煙草盆や掛軸は、博物館企画展「伊丹町の発展と伊丹酒」で展示します。

関博物館 ☎783・0582。